

高知大学大学院総合人間自然科学研究科(修士課程)  
農林海洋科学専攻学位審査基準

令和2年7月14日 農林海洋科学専攻会議決定

1. 学位論文評価基準

下記(1)～(3)の評価基準すべてについて、修士学位論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

(1) 研究内容、目的、意義

農林海洋科学専攻は、それぞれの学生が専門とする分野を明らかにした上で、学士課程において修得した専門的知識をさらに深めることに重点を置きつつ、農学・海洋科学の諸分野との連携も視野に、新たな発想で専門領域の課題に取り組み、産業の創出を含む様々な地域のニーズに応じていくことのできる人材を育成することを目的とする。

学位論文は、上記の理念・目標にふさわしい研究テーマ、研究内容であること、その研究目的を達成するための論文の課題設定や研究方法が妥当なこと、さらには学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果からなり、専門分野における高度な研究手法の修得を示す一定の規則性を有していることとする。

(2) 結論

学位論文が専門分野及び複合領域の科学における水準を満たし、学術的意義及び新規性を有していること。

研究倫理に則り、論文の構成・記述・引用などが十分かつ適切であること。

(3) 参考論文に対する要件

特になし

2. 審査体制・方法

(1) 審査体制

審査委員は主査1名、副査2名以上とする。主査は、主指導教員をもって充てる。副査は、研究分野が近く論文指導資格を有する教員2名以上とし、必要に応じ、他専攻教員あるいは他の研究機関等の研究者を加えることができる。

審査委員会に委員長を置き、委員長は主査をもって充てる。

## (2) 審査方法

審査委員会は、学位論文審査を実施し、これに関連のある事項について筆記又は口述試験により最終試験を行う。審査委員会による学位論文審査及び最終試験の可否の結果を、専攻会議において審議し、総合人間自然科学研究科委員会に報告する。